

児童手当制度の一部変更について（令和4年10月支給分から）

1. 特例給付の支給に所得上限額が設けられました。
2. 現況届が原則不要になりました。

所得上限限度額について

令和4年6月分（令和4年10月支給分）から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当・特例給付は支給されません。

児童を養育している方の所得が、下記表①未満の場合は児童手当（児童1人につき月額1万5千円または1万円）を支給し、下記表①以上②未満の場合は特例給付（児童1人につき月額一律5千円）を支給します。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人（前年末に児童が生まれていない場合等）	622万円	833万3千円	858万円	1,071万円
1人（児童1人の場合等）	660万円	875万6千円	896万円	1,124万円
2人（児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等）	698万円	917万8千円	934万円	1,162万円
3人（児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等）	736万円	960万円	972万円	1,200万円

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下「扶養親族等」）ならびに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

現況届の省略について

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているのかを確認するためのものです。

市では、令和4年現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします。

※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が異なる市と異なる方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤その他、市から提出の案内があった方

※現況届の提出が必要な方から提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

以下の変更があった方は子育て健康課に届け出てください。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所（他の市区町村や海外への転出を含む）、氏名が変わったとき
- ③受給者や配偶者が公務員になった、または公務員でなくなったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- ⑤離婚協議中の受給者が離婚をしたとき など

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 子育て健康課 電話42-2111（内線304）

子ども・子育て家庭相談

困った時、話をしたい時、ちょっと聞いてみたいことがある時など、気軽にご利用ください。
また、「どうしよう」と思った時は、1人で悩まずに、まずはご相談ください。

- ▼対象：18歳までのお子さんやその家庭、妊産婦さんなど
- ▼相談時間：8時30分から17時まで（閉庁日を除く）
- ▼相談方法：
 - ・子育て健康課へ電話または来庁しての相談。
 - ・家庭訪問やお近くの公共施設等での相談。
 - ・子育てメール（QRコードまたは下記メールアドレス）の本文に相談内容・お名前・電話番号を入力し送信してください。後日、原則電話でお答えします。

こんな悩みや心配事はありませんか・・・

- ・妊娠、出産、子育てに不安がある
- ・子育てで心配なことがある
- ・イライラして子どもにあたってしまう
- ・子育てが楽しく負担を感じる
- ・自分や家族の心身の健康に不安がある
- ・経済的な不安がある
- ・引っ越ししてきたばかりで、周囲のことがよくわからない
- ・離乳食や食事がうまくいかない
- ・どこに相談したらよいかわからない
- ※子育てに関する事なら、何でも大丈夫です。
- ※虐待に関する不安や相談も受け付けています。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】子育て健康課 電話42-2111（内線300・306・307）

子育てメール tsugaru-tsunagaru@city.tsugaru.lg.jp



津軽地域内の魅力的な体験を ネットから予約できるようになりました！



津軽亀ヶ岡焼 しきろ庵 陶芸体験

つがる市が参画している（一社）Clan PEONY（クランピオニー）津軽では、3月から津軽エリア14市町村内のアクティビティ、クラフト体験等を予約できるサイト「津軽なび」(QRコード)をオープンしました。

週末の家族や友人とのお出かけ先を、ぜひ「津軽なび」から探してみてください。

予約なしで体験できる施設もありますが、人数制限等もありますので予約がおすすめです。

【問い合わせ先】ClanPEONY津軽

電話0172-88-6090 メール cptsugaru@gmail.com

広 告

塗替え予定のお客様必見！

屋根・外壁「よみがえり」計画を！

ぜひ、お家のメンテナンスを！塗り替えの目安は、屋根は5年～7年、外壁は10年前後です。

自慢の手塗り仕上げで特別価格にて施工！

当社はここがちがう！ 診断・お見積り無料

高所作業車2台導入で、高い所、こう配のある屋根等で大活躍します。14mものびます ☺
足場も自分たちで組むため安く施工できます。

ご連絡先 090-2023-2226 (担当木村まで)

五所川原塗装工業会
有限会社 秋元塗装
五所川原市大字野里字野岸29の5

広 告

医療法人 敬生会 理事長 越前 崇

越前 循環器内科 呼吸器内科 内 科 医院

	月	火	水	木	金	土
7:00~11:30	●	●	●	●	●	●
13:00~16:30	●	●	/	●	●	/

院長 日本循環器学会認定 循環器専門医 越前 崇

☎0173-72-5151

休診日/水曜・土曜午後、日曜、祝日 西津軽郡鰐ヶ沢町大字舞戸町字上富田220-1